

野洲市地域防災計画

原子力災害対策編

平成 30 年 3 月

野洲市防災会議

野洲市地域防災計画＜原子力災害対策編＞目次

第1章	総則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の周知徹底	1
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	2
第5節	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	9
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	9
第7節	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	11
第8節	原子力防災に関する本市の基本的な考え	11
第2章	災害事前対策	12
第1節	基本方針	12
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	12
第3節	災害応急体制の整備	13
第4節	避難収容活動体制の整備	15
第5節	緊急輸送活動体制の整備	15
第6節	救助・救急、医療、防護資機材等の整備	16
第7節	住民等への的確な情報伝達体制・相談体制の整備	16
第8節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	18
第9節	防災業務関係者の人材育成	18
第10節	防災訓練等の実施	19
第11節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	19
第3章	緊急事態応急対策	20
第1節	基本方針	20
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	20
第3節	活動体制の確立	23
第4節	住民等への情報伝達・相談活動	34
第5節	屋内退避等の防護活動	35
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	41
第7節	救助・救急及び医療活動	41
第8節	自発的支援の受入れ等	41
第4章	原子力災害中長期対策	43
第1節	基本方針	43
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	43
第3節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	43
第4節	影響調査の実施等	43
第5節	被災者等の生活再建等の支援	43

第6節	風評被害等の影響の軽減	44
第7節	心身の健康相談体制の整備	44
第8節	各種制限措置の解除	44
第9節	復旧・復興事業からの暴力団排除	44
	資料編	45

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所の原子炉の運転等及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害に関し、本市に係る予防・応急対策について必要な措置を定め、原子力災害から安全・安心な市民生活を確保することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 本市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものである。

2. 本市における他の災害対策との関係

この計画は、「野洲市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「野洲市地域防災計画震災対策編（以下「震災編」という。）に準拠する。

3. 計画の修正

野洲市防災会議は、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、県地域防災計画（原子力災害対策編）の改訂や修正が行われた場合、又野洲市地域防災計画（震災編）との整合が必要な場合にこの計画の修正を行う。また、関係機関は、この計画を修正する必要がある場合には、修正案を野洲市防災会議に提出する。

4. 県地域防災計画との関係

この地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておく。

第3節 計画の周知徹底

この計画については、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民に対し周知を図る。

また、本市の各部署においては、この計画の習熟に努める。

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の作成及び修正並びにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づいて行う。

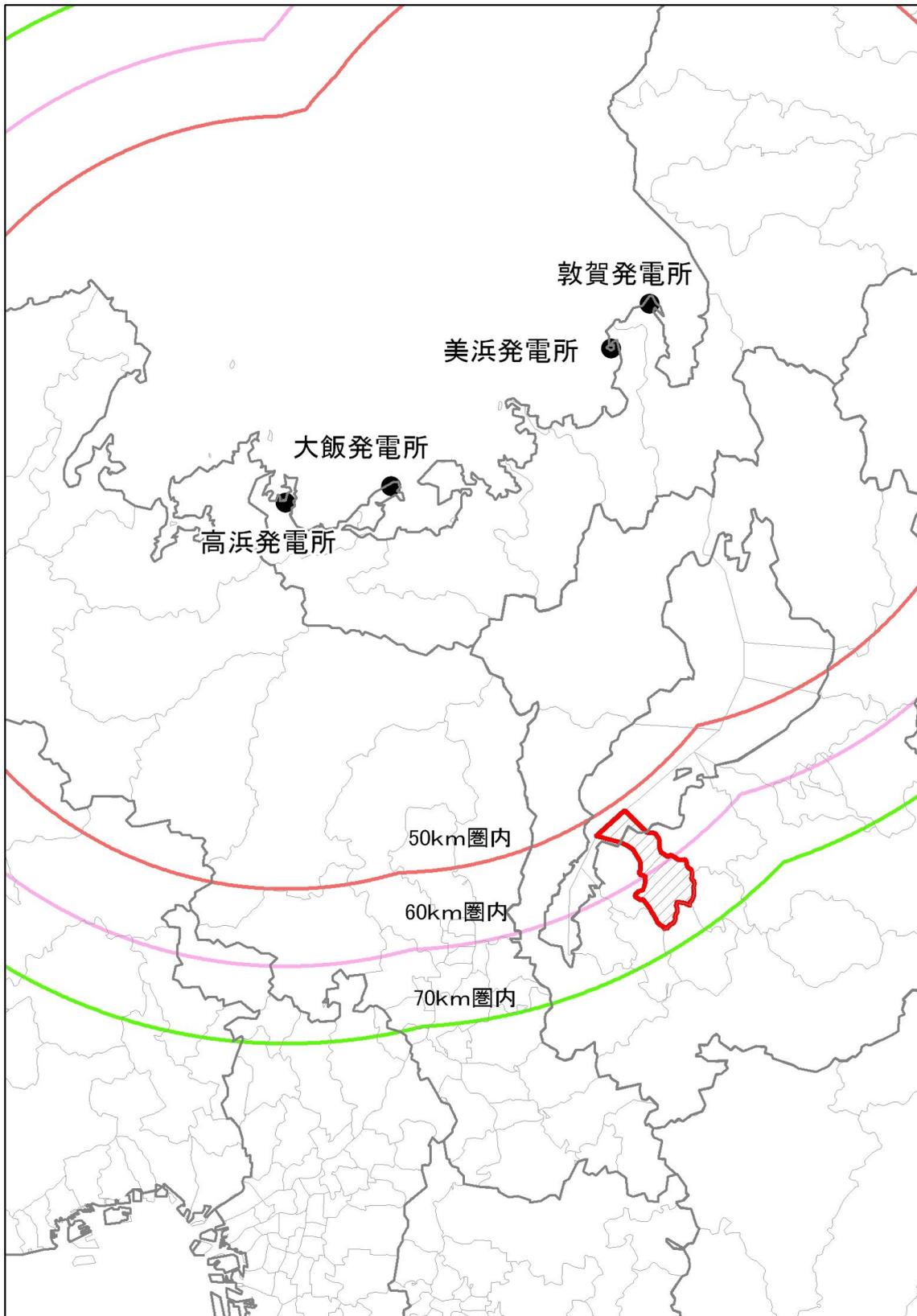
1. 原子力事業所の立地状況

福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所があり、計15の原子力施設が設置されている。なお、本市の最寄りの原子力事業所は、大飯発電所で、概ね60km（最短で53km）の距離である。

なお、本計画に関連する原子力事業者は、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構である。

本市に関連する原子力事業所設置概要を資料編に掲載する。

■原子力発電所の立地状況図



第1章 総則

2. 気象

福井県の嶺南地方では、地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約 40%）、次いで北から北北西の風が多く（約 25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は、南南東の風が約 60%、また、冬期（12～2月）は、北から北北西の風が約 50%の割合で吹いており、平均風速は、平年値（1981年～2010年）4.1m/s 程度である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、特に冬期は、約 55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとにとみると、夏期を除いては、北北西から北西の風が最も多く、冬期では約 30%を占める。夏期は、東から東南東の風が約 25%と最も多く、北西の風は、10%程度となっている。

（気象庁の観測データを使用、統計期間は敦賀 1988年2月～2013年12月、今津及び長浜 1978年11月～2013年12月）

3. 前提となる事態の想定等

東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とする。

(1) 放射性物質

国の原子力安全委員会（平成 24 年 9 月、原子力規制委員会に移行）が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

①キセノン

原子力安全・保安院（平成 24 年 9 月、原子力規制委員会に移行）が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で 3.4×10^{18} Bq (ベクレル)、2 号機で 3.5×10^{18} Bq、3 号機で 4.4×10^{18} Bq と試算されている。

そこで、放出量は、最も放出量の高い 3 号機の 4.4×10^{18} Bq を用い、この量が 1 時間で放出された。

②ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で 1.0×10^{16} Bq/h (ベクレル/時) の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 2×10^{15} Bq/h 程度の放出、13 時から 17

時まで $4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が6時間で放出された。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73m とする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については、美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については、小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い($\sim 1 \text{m/s}$)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

なお、放射性物質の拡散予測については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用した。

4. 予測される影響等

(1) 「原子力災害対策指針」における「原子力災害対策重点区域」

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)が定められ、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。

第1章 総則

■原子力災害対策重点区域の範囲

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

※EAL (Emergency Action Level) とは、緊急時活動レベルのこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する。

※OIL (Operation Intervention Level) とは、運用上の介入レベルのこと。環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する。

(2) 放射性物質拡散予測シミュレーションの結果

滋賀県が平成23年度に実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの結果は、以下のとおりであった。希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSv(ミリシーベルト)を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

①日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から43kmとなった。一方、国際原子力機関:International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、16市町に及び、最大距離は敦賀発電所から79kmとなった。

②関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から42kmとなった。一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18市町に及び、最大距離は美浜発電所から89kmとなった。

③関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から32kmとなった。

一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電

所から 63km となった。

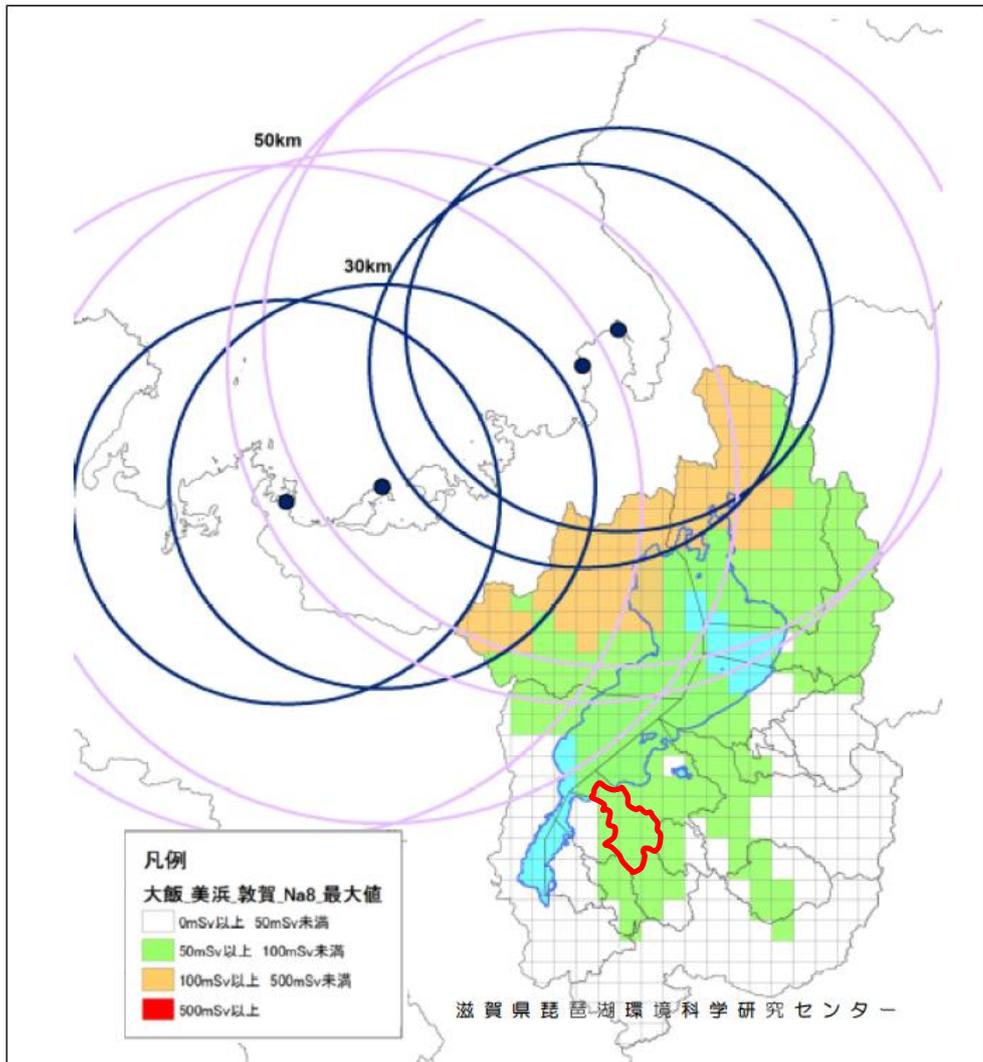
④関西電力(株)高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv (旧屋内退避基準) の範囲となる地域はない。また、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域) もない。

⑤総合考察

上記の結果から日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断される。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



予測の前提条件

- ① 放出量：ヨウ素 2.4×10^{16} Bq
- ② 放出時間：6 時間
- ③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
- ④ 放出想定発電所：日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、
関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所
- ⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

第5節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

- ①原子力施設から放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。
- ②UPZ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、消防機関等の処理すべき事務又は業務は、野洲市地域防災計画（本編）第1部第2章第1節に定める「各機関の処理すべき業務の大綱」を基礎とし、次表のとおりとする。

1. 野洲市

機関名	事務又は業務
野洲市	(1) 関係周辺市の応援 (2) 避難誘導の援助 (3) 広域避難所の開設 (4) 広報

2. 滋賀県

機関名	事務又は業務
滋賀県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 滋賀県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請

第1章 総則

機関名	事務又は業務
	(17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲食物及び生活必需品の供給 (21) 職員の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金品、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) ボランティアの受入れ (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 物価の監視 (35) 関係周辺市及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力 (36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

3. 警察機関

機関名	事務又は業務
守山警察署 (以下、「県警察」という。)	(1) 周辺住民等への情報伝達 (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 (5) 警察職員の被ばく対策 (6) その他原子力災害警備に必要な措置

4. 消防機関

機関名	事務又は業務
湖南広域消防局 東消防署	(1) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務

第7節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させる等、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、市は、県と連携し、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、下記の項目において情報提供・情報共有等コミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

- ①迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達
- ②環境放射線モニタリングの情報提供
- ③原子力防災に関する知識の普及と情報共有
- ④防災業務関係者に対する研修
- ⑤防災訓練の実施
- ⑥相談体制の整備

第8節 原子力防災に関する本市の基本的な考え

本市は、福井県の原子力発電所から概ね60km離れており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に含まれていない。しかし、国の原子力災害対策指針、県地域防災計画等を踏まえて、以下の考え方で原子力防災にあたる。なお、本市が原子力災害対策で対象とする施設は福井県に立地するすべての原子力発電所とし、本市において原子力災害対策を実施する区域は市全域とする。

1. 退避の実施

本市では、原子力災害に対して、福井県の原子力発電所で事故が発生し、本市域に影響が及ぶと考えられた場合、市民は屋内退避により、放射性物質及び放射線による被ばくを避けることとする。

2. 県が実施する緊急事態応急対策の協力

原発事故が発生した場合、県が実施する緊急時モニタリングや救助・救急活動を協力を。

3. 安定ヨウ素剤の配布及び服用

原発事故が発生し、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるため、国・県の指示に基づき、県及び医療機関等と連携して、速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用を実施する。

第2章 災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ①防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ②防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ③関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

2. 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下の他、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うと共に、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置について事前調整する。

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(4) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。
このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくと共に関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(5) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(6) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第3節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討すると共に、あらかじめ必要な体制を整備する。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2. 災害対策本部体制等の整備

市は、県から施設敷地緊急事態の発生の通報等を受けた場合、原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡を受けた場合または、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておく。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第2章 災害事前対策

3. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県、関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

4. 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

5. 消防の相互応援体制

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

6. 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線量の測定をいい、原子力災害対策指針が定める避難退域時検査の位置付け及び避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つ。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

なお、広域応援協定等の締結状況は資料編に示したとおりである。

8. モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

9. 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

10. 人材、防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材、防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県と相互の連携を図る。

第4節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

市は、国、県の協力のもと、屋内退避のための計画を作成する。

2. 要配慮者等の退避体制等の整備

傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等（以下「要配慮者」という。）に対する退避体制については、野洲市地域防災計画（本編第2部第3章第6節）による。

3. 退避場所等の周知

市は、退避やスクリーニング等の場所について、日頃から住民への周知徹底に努める。
屋内退避の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県の協力のもと、警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な退避の注意喚起の伝達方法と共に、これらの計画の周知を行う。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第6節 救助・救急、医療、防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国及び県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県や消防局と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2. 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図ると共に、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第7節 住民等への的確な情報伝達体制・相談体制の整備

1. 情報提供項目

市は、国及び県と連携し、警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

■伝達情報の項目

- ①原子力災害及び現地における応急対策の状況
- ②県下における影響の有無やその程度
- ③県や国等が講じている応急対策に関する情報
- ④交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- ⑤環境放射線リアルタイムモニタリングデータ
- ⑥環境試料モニタリングデータ
- ⑦モニタリングカーにより収集したデータ
- ⑧原子力事業者の測定データ
- ⑨福井県常時監視システムデータ
- ⑩京都府常時監視システムデータ
- ⑪文部科学省環境放射線ポータルサイト
- ⑫（国研）放射線医学総合研究所のサイト
- ⑬（公財）原子力安全研究協会のサイト等

2. 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等様々な広報媒体を併用すると共に、地域コミュニティを活用する等、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

3. 要配慮者等への情報伝達

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

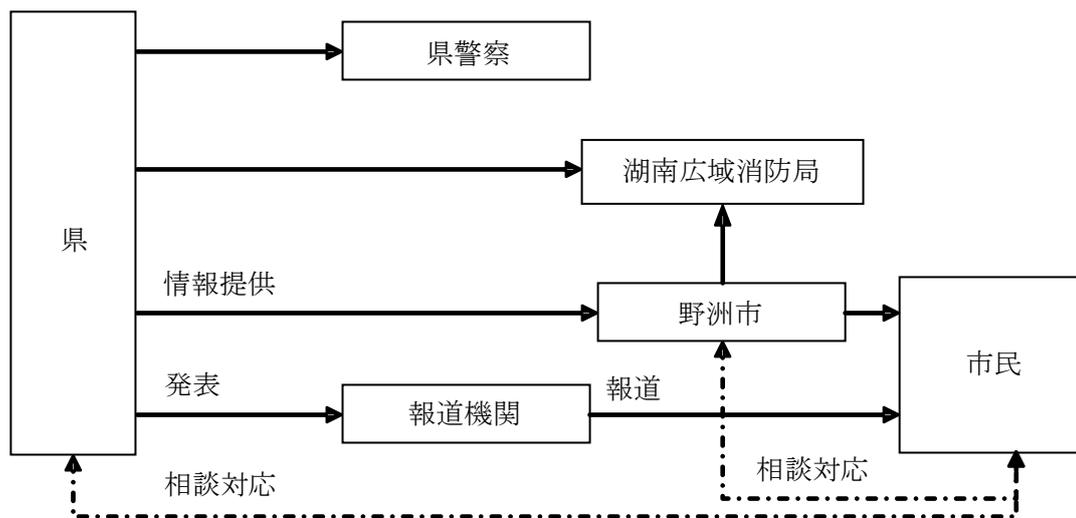
4. メディアの活用

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

5. 相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

■情報伝達経路図



第8節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1. 原子力防災に関する知識の普及と啓発

市は、国、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤本市の平常時における環境放射線の状況に関すること
- ⑥緊急時に、市、国、県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑦屋内退避や避難に関すること
- ⑧安定ヨウ素剤の服用に関すること
- ⑨緊急時にとるべき行動、留意事項等に関すること
- ⑩放射性物質による汚染の除去に関すること

2. 防災教育の実施

市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

3. 要配慮者への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めると共に、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

4. 過去の大災害の収集・整理

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存すると共に、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第9節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努める。

- ①原子力防災体制及び組織に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること

- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤放射性物質及び放射線のモニタリング実施方法、機器を含む防護対策上の諸設備、モニタリングにおける気象情報及び大気中放射性物質の拡散計算の活用に関すること
- ⑥緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容
- ⑦緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧放射線緊急被ばく医療に関すること
- ⑨その他緊急時対応に関すること

第10節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

市は、国、県等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。

- ①災害対策本部等設置運営訓練
- ②緊急時通信連絡訓練
- ③緊急時モニタリング訓練
- ④緊急時予測システム情報の活用訓練
- ⑤緊急被ばく医療訓練
- ⑥市民に対する情報伝達訓練
- ⑦市民退避訓練
- ⑧人命救助活動訓練

2. 訓練の実施

市は、計画に基づき、国、県等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

第11節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性にかんがみ、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

- ①事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告すると共に、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- ②事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めると共に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- ③県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めると共に、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、県から施設敷地緊急事態の通報及び警戒事態の通報があった場合の対応及び同法原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、福井県、原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が不可欠であり、市は、原子力災害の事象に応じた本市と各防災関係機関との情報収集連絡体制を確立する。

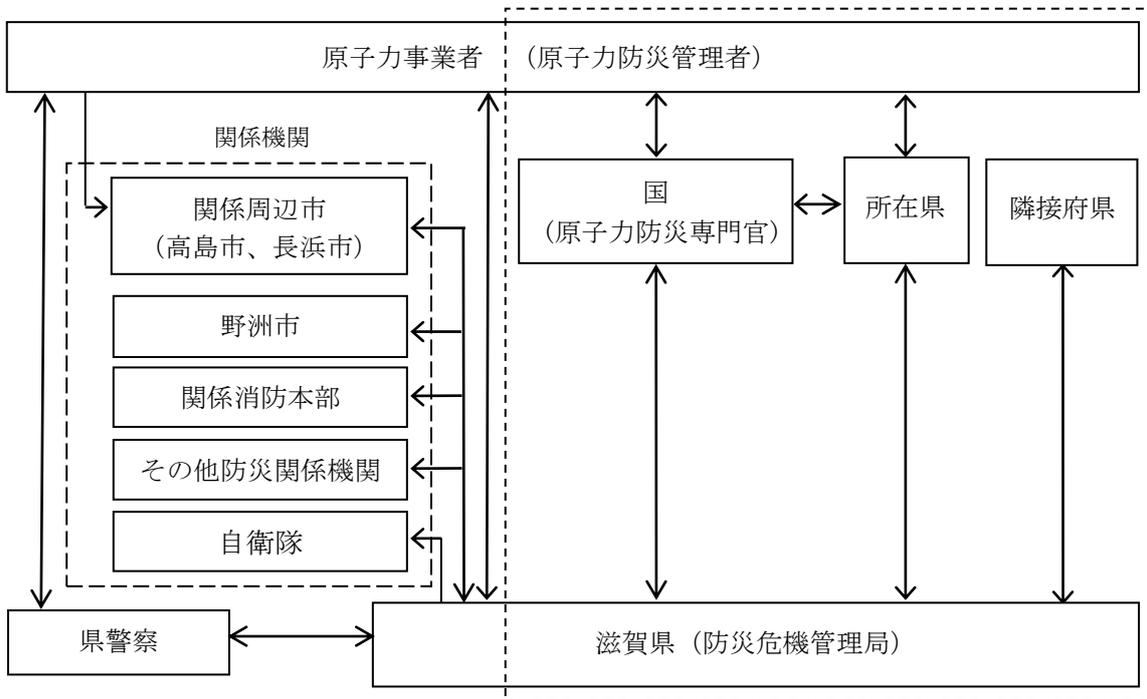
ただし、原子力災害時には、市は事業者から直接連絡を受ける立場になく、放射性物質の測定機器を完備していないことから、県からの情報提供を受けて対応することが基本となる。そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にすることを基本的な方針とする。

1. 緊急時の情報収集

市は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が、国、福井県、原子力事業者等の防災関係機関から以下により収集した情報又は県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

■情報収集・連絡系統図（オフサイトセンター運営時）

【オフサイトセンター】



※オフサイトセンターが運営された場合には、職員を派遣し情報収集。

(1) 情報収集事態発生時の連絡

情報収集事態発生時の連絡とは、原子力規制委員会が、情報収集事態を認知した場合、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うことをいう。市は、県から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

(2) 警戒事態発生時の連絡

警戒事態発生時の連絡とは、原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者(以下「原子力防災管理者」という。)が、警戒事態発生後又は発生の通報を受けた場合に、原子力規制委員会に直ちに行う通報をいう。原子力規制委員会は直ちに原子力事故警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行う。

なお、警戒事態とは、原子力施設等の立地地域及びその周辺において、大規模自然災害又は重要な事故が発生した場合をいう(別表1:防護措置基準「緊急事態区分とEAL(原子力災害対策指針より)」)参照。

(3) 施設敷地緊急事態の通報(原災法第10条)

施設敷地緊急事態の通報とは、原子力防災管理者が、施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場合、県をはじめ防災関係機関に文書(ファックス)で行う通報をいう。なお、

第3章 緊急事態応急対策

施設敷地緊急事態判断基準は、別表1：防護措置基準「緊急事態区分とEAL（原子力災害対策指針より）」に示すとおりである。

(4) 全面緊急事態発生時の連絡（原災法第15条）

全面緊急事態発生時の連絡とは、原子力規制委員会が、通報を受けた事象について全面緊急事態が発生したと判断した場合に、県をはじめ防災関係機関に行う連絡をいう。なお、全面緊急事態判断基準は、別表1：防護措置基準「緊急事態区分とEAL（原子力災害対策指針より）」に示すとおりである。

2. 応急対策活動情報等の情報収集

市は、原子力事業者による緊急時通報の後において、県が、次により国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急時通報後の状況の把握に努める。

(1) 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行った後の経過状況等について、遅延なく随時報告する。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の連絡等

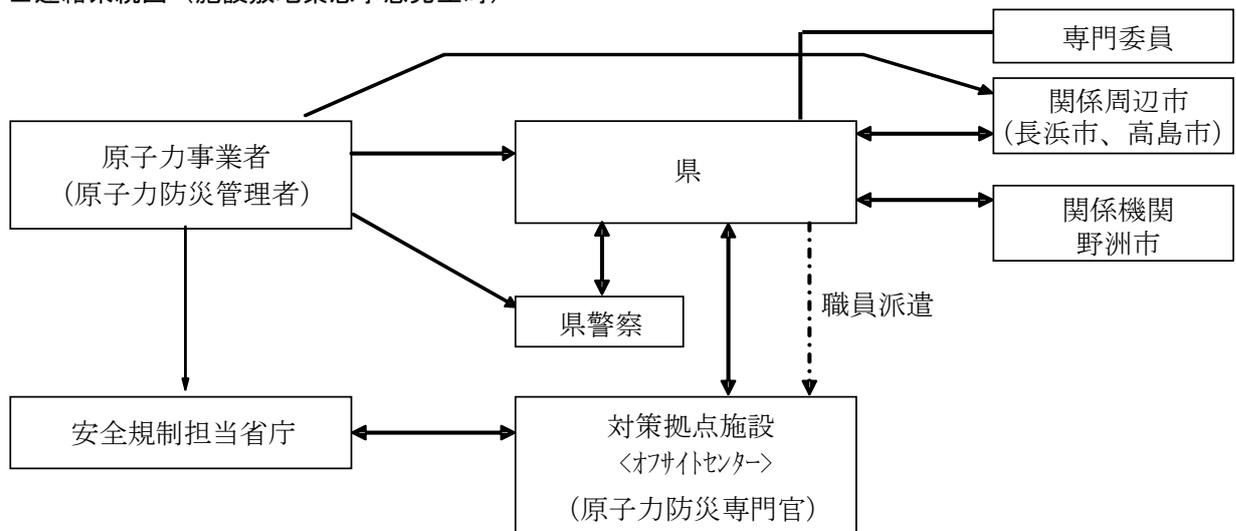
①原子力事業者等から県への連絡

原子力事業者が、県をはじめ防災関係機関に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動及び事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に行う連絡をいう。

②原子力規制委員会と県との連絡

県が、原子力規制委員会との間で、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等について、随時行う連絡をいう。

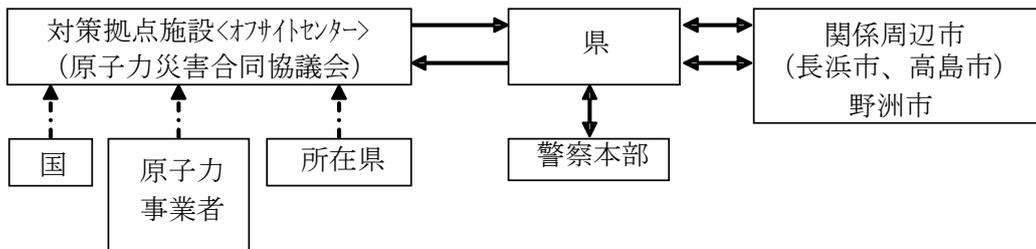
■連絡系統図（施設敷地緊急事態発生時）



(3) 全面緊急事態発生時の連絡等

県が、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況と合わせて、国、福井県の緊急事態応急対策活動等について把握する情報をいう。

■連絡系統図（全面緊急事態発生時）



(4) 原子力規制委員会からの情報伝達

原子力規制委員会が、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を伝達する情報をいう。

3. 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

市は、原子力緊急事態宣言発出後、常時必要な情報を収集すると共に、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、県及び防災関係機関と必要な調整を行う。

4. 通信手段の確保

- ①警戒事象発生時の連絡があったとき、市は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。
- ②警戒事象発生時の連絡があったとき、市は、必要に応じ電気通信事業者に対して市の重要通信の確保を要請する。

5. 一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

6. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣する等協力を行うものとする。
また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、市は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

第3章 緊急事態応急対策

1. 市の配備体制

(1) 原子力災害時における配備体制

市における原子力災害時の配備体制は以下の3種類とする。

- ①警戒配備
- ②災害警戒本部体制
- ③災害対策本部体制

■動員体制及び配備基準一覧

配備レベル	配備体制	配備内容
【フェーズ1】 (1)福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき(福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。) (2)原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき(必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。) (3)その他市民部長(危機管理監)が警戒配備体制を決定したとき	警戒配備 責任者：市民部長 (危機管理監) ・緊急初動対策班 ・主査級以上の職員	防災担当者による情報連絡活動を円滑に行い、事態の推移により災害対策本部等の設置に備える体制。
【フェーズ2】 (1)福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたとき (2)滋賀県に原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき (3)滋賀県に原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき (4)その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めるとき	災害警戒本部体制 責任者：副市長 ・緊急初動対策班 ・全職員 ・各学区連絡所班	警戒体制を強化し、事態の推移により現地活動が出来る体制。場合によって小規模の災害対策を実施する。
【フェーズ3】(原災法10条)特定事象 (1)原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県を通じてあったとき (2)原子力規制委員会から滋賀県に施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき (3)福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき (4)その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めるとき	災害対策本部体制 責任者：市長 ・災害対策本部の設置 ・緊急初動対策班 ・全職員 ・各学区連絡所班	全職員が関係部班に分かれて情報連絡活動及び災害応急対策を実施する体制。本部の全力をあげて適切な災害対策活動にあたる。
【フェーズ4】(原災法15条)緊急事態宣言 (1)原子力規制委員会から滋賀県に全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき (2)内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき		

(2) 配備の基準

市の配備基準は、表「動員体制及び配備基準一覧」による。

(3) 配備体制の決定

市長は、原子力規制委員会又は原子力防災管理者からの事故（緊急時）の通報が県を通じてあり、「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、配備基準に応じた配備体制を決定する。

2. 市の動員体制

(1) 原子力災害時における動員

職員の動員は、表「動員体制及び配備基準一覧」による。

(2) 職員への伝達等

①勤務時間中における伝達及び系統

庁内放送、各課の内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

②勤務時間外又は休日等における伝達等

ア 伝達方法

動員指示については、電話・職員緊急連絡用メール等迅速、的確な方法により伝達する。

イ 上記以外の参集

- a. 警戒配備において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集する。
- b. 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集する。

ウ 参集状況の報告

緊急時の参集において、各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、危機管理課に報告する。

3. 警戒配備体制

(1) 警戒配備体制の決定及び廃止基準

市民部長（危機管理監）は、次の場合に警戒配備体制を決定し、又は廃止する。

①警戒配備の決定基準

ア 福井県の原子力施設等立地市町において震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生したことを確認若しくは連絡を受けたとき（福井県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。）

イ 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき（必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。）

ウ その他市民部長（危機管理監）が警戒配備体制を決定したとき

第3章 緊急事態応急対策

②警戒配備の廃止基準

- ア 事故に至るものでないことが確認できたとき
- イ 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ウ 事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

(2) 業務内容

職員は、トラブルに関する情報収集を行う。

(3) 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

市民部長（危機管理監）が警戒配備体制を決定した場合、危機管理課長は、県にその旨を連絡する。

4. 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止基準

副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

①災害警戒本部の設置基準

- ア 福井県において震度 6 弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたとき
- イ 原子力規制委員会から滋賀県に警戒事態が発生したことの連絡があったとき
- ウ 滋賀県に原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき
- エ その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

②災害警戒本部の廃止基準

- ア 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は対策の必要がなくなったとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は、本編災害対策本部設置場所と同じとする。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、野洲市地域防災計画（本編）による。

(4) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部の所掌事務は次表により、災害警戒本部事務局及び各班が分担して業務にあたる。

■原子力災害時における災害警戒本部の所掌事務

班	所掌事務
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置準備 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整 ・ 原発事故に関する情報収集 ・ 応急対策の実施状況の把握 ・ 情報通信機器の運用及び管理 ・ 市民への情報伝達・広報 ・ 報道機関との連絡調整 ・ 警戒本部の庶務
福祉班、保健・医療救護対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の退避誘導 ・ 安定ヨウ素剤の配布及び服用準備
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源のモニタリング調査
救援避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の退避誘導
学校班、学務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被害調査 ・ 園児、児童、生徒及び教職員の被害調査
広報班、環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の退避誘導 ・ 市民窓口、電話対応 ・ 市民への情報伝達 ・ 緊急時モニタリング
学区連絡所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民窓口、電話対応 ・ 市民への情報伝達 ・ 市民の退避誘導
物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策用物資の調達

(5) 災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ① 県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認
- ② 市の初期活動の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ③ 各班の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- ⑤ 国、県及び防災関係機関に対する要請に関する事項
- ⑥ 原子力事業所における事故情報等の広報に関する事項
- ⑦ その他重要な初期活動に関する事項

(6) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、副市長（災害警戒本部長）は、県にその旨を通知又は報告する。

第3章 緊急事態応急対策

(7) 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、副市長（災害警戒本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞、音声告知放送等を通じて公表すると共に、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示する。

5. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

① 災害対策本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から原災法第 10 条第 1 項に定める通報が県を通じてあったとき
- イ 原子力規制委員会から滋賀県に施設敷地緊急事態、又は全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき
- ウ 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- エ その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- オ 福井県に立地する原子力発電所で事故が発生し、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

② 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2) 実施の責任者

総括指揮権限者は本部長である市長とするが、不在の場合は次の順序による。

■ 実施の責任者

第 1 順位	第 2 順位
副市長	市民部長（危機管理監）

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、本編震災編災害対策本部設置場所と同じとする。

(4) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、野洲市地域防災計画（本編震災編）による。

(5) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、次表「原子力災害時における災害対策本部の所掌事務」による。

(6) 災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ①災害状況及び市の災害応急対策実施状況
- ②災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ③災害対策本部各部各班の調整に関する事項
- ④防災関係機関との連絡調整に関する事項
- ⑤国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- ⑥その他必要な災害対策に関する事項

(7) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、市長（災害対策本部長）は、県にその旨を通知又は報告する。

(8) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市長（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表すると共に、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

(9) 県との協力体制

市長（災害対策本部長）は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

第3章 緊急事態応急対策

■原子力災害時における災害対策本部の所掌事務

班	所掌事務
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営 ・原発事故に関する情報収集 ・県及び防災関係機関との連絡調整 ・退避及び避難に関する方針の決定 ・各部班への災害対策業務に関する指示 ・被災自治体への災害応援の決定 ・情報通信機器の運用及び管理 ・市民への情報伝達・広報 ・退避状況の集約 ・報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整 ・災害救助法の適用に関する事務 ・市議会との連絡調整 ・職員参集状況の整理 ・災害予算の調整
福祉班、保健・医療救護対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への安定ヨウ素剤の配布及び服用 ・被災者の医療・救護対策 ・医療施設との連絡調整 ・要配慮者の退避の支援
水道総務班、給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設等の被害調査（汚染状況のモニタリング） ・災害時の応急給水
農林水産班、商工班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林・畜産・漁業の被害状況の調査 ・農林・畜産・漁業関係の応急対策 ・中小企業関係の災害対策及び連絡調整 ・商工業関係の被害調査 ・観光資源、観光施設等の災害対策 ・被災商工業者等に対する金融調査
救援避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の退避誘導、確認
学校班、学務班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査 ・園児、児童、生徒及び教職員の被害調査
広報班、環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口、電話対応 ・市民の退避誘導、確認 ・市民相談窓口の設置 ・緊急時モニタリングの実施
学区連絡所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口、電話対応 ・市民の退避誘導、確認 ・地域の情報収集・整理・伝達 ・自主防災組織等との連携
物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用物資の調達

6. 専門的支援の要請

(1) 専門家に対する支援要請

市は、特定事象の発生等にとまなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討及び実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。

(2) 県に対する支援要請

市は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

7. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、国、県、他市町村等に対し応援要請を行う。

(2) 職員の派遣要請等

市は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、県に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

8. 自衛隊原子力災害派遣要請計画

(1) 計画の方針

原子力災害において、市民の生命、身体及び財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

(2) 派遣要請の実施

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、知事に派遣を要請する。国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

(3) 派遣の内容

- ① モニタリング支援
- ② 被害状況の把握
- ③ 避難の援助
- ④ 行方不明者等の捜索救助
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 応急医療・救護
- ⑦ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑧ 危険物の保安及び除去
- ⑨ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(4) 派遣要請の手続き

① 派遣要請の連絡事項

ア 市長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊

第3章 緊急事態応急対策

の災害派遣の要請を求める。災害派遣要請は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記②の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないとき等知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨及び災害の状況を下記③に掲げる関係部隊に通知することができる。この場合、市長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

ウ 上記イの通知を受けた下記③に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に、急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

②口頭で要請する場合の連絡事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

③派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】

(注)陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地 Tel 0740-22-2581【内線235】)を窓口として要請する。

また、海上自衛隊舞鶴地方総監及び航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊に通報するものとする。

(5) 自主的派遣

県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。

ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

(6) 派遣部隊の受入れ

①派遣部隊の受入れ体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長にその旨を通知し、受入れ体制を整備させるとともに、市その他防災関係機関相互の連絡調整にあたるものとする。

- ア 派遣部隊と関係周辺市(長浜市、高島市)との連絡窓口及びその責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 派遣部隊の誘導
- エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備

オ 市民の協力

②他の防災関係機関との競合重複排除

知事及び市長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

③連絡幹部の派遣受入れ

自衛隊は、部隊を派遣する場合、県又は市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡にあたらせるものとする。

(7)派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行うものとする。

(8)経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- ①派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ②派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費及び入浴料
- ③活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費及び修理費
- ④有料道路の通行料
- ⑤放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

9. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1)防護対策

市は、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

(2)防災業務関係者の被ばく管理

①防災業務関係者の被ばく管理の指標

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で 100mSv を上限とする。

（※妊婦に関しては、胎児保護の観点から被ばくの可能性がある防災業務から除外する等、適切な配慮が必要である。）

②県への支援要請

市は、県との連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

第4節 住民等への情報伝達・相談活動

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有しており、緊急時において市民の心理的動揺あるいは混乱が予想される。よって、異常事態による影響をできる限り低くするため、市民に対する情報提供、広報、市民相談活動等を迅速かつ的確に実施する。

1. 情報伝達の留意事項

- ①原子力災害は、地震等の自然災害に伴って発生する場合があります。既存の情報伝達手段が破壊されることを考慮し、広報にあたっては、広報紙、広報車による巡回周知、市ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、CATV等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法等を有効に活用する。
- ②情報提供にあたっては、緊急時における市民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備する等、できるだけ市民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報する。
- ③市、県、国その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとると共に、情報の空白時間を生じさせないように、定期的な情報提供に努める。

2. 市の情報伝達体制

- ①市は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表及び情報伝達を行い、報道機関に情報提供する。なお、報道機関への発表は広報秘書課（市本部が設置された場合は広報班）が対応する。
- ②市は、野洲市防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車による巡回周知、市ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、CATV等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法等を通じ、市民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、市の対策等を周知徹底する。
- ③事務局は、報道機関への情報伝達について、時間を設定して実施するが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応する。

3. 市の情報伝達事項

市は、県本部等からの指示に従い、広報車等を活用し、次に示す段階ごとに市民への情報伝達を的確に実施する。

(1) 警戒配備を決定したとき

市の独自の手段・方法により情報伝達を行うが、特に環境への影響がない事実を併せて情報伝達する。

(2) 災害警戒本部を設置したとき

〈広報事項〉

- ①市からの緊急広報であること
- ②市に災害警戒本部を設置したこと
- ③原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- ④事故の状況

- ⑤放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ⑥原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- ⑦市、県その他防災関係機関の対応状況
- ⑧市民及び一時滞在者のとるべき措置
- ⑨相談窓口の設置場所及び問合せ先
- ⑩その他必要事項

(3) 災害対策本部を設置したとき

〈広報事項〉

上記(2)に掲げる広報事項に準じる。

(4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、県を通じ原子力災害合同対策協議会からの広報内容を十分確認したうえで、広報活動を実施する。

〈広報事項〉

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

- ①内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと。
- ②国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと。

4. 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、災害警戒本部を設置したときは、市民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を開設する。

また、問い合わせの対応にあたり、相談者のニーズを見極め情報収集、整理を行う。

5. 風評被害対策

- ①市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。
- ②国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を考慮する。

第5節 屋内退避等の防護活動

1. 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「O I Lと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、当該施設の状態に基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて防護措置を開始するとされている。

原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。防護措置実施段階に至った場合は、PAZ内で予防的防護措置を講じる

第3章 緊急事態応急対策

こととし、それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、防護実施基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

2. 防護措置基準

原子力規制委員会の「防護措置基準」（案）は、別表1のとおりである。

この防護措置基準等は、IAEAにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

本市においても、県の基準に基づいて避難等の防護措置を実施することとする。

■別表1 防護措置基準

【OILと防護措置について（原子力災害対策指針より）】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限すると共に1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定

第3章 緊急事態応急対策

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳 製品	野菜類、穀 類、肉、卵、 魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L1の基準値を超えた場合、O I L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、O I L6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L5が設定されている。ただし、O I L3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3章 緊急事態応急対策

■緊急事態区分とEAL（原子力災害対策指針より）

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地道府県 ^{*1} において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 ^{*1} において、大津波警報が発令 ^{**2} された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ^{**3} ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{**4} ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
緊急事態区分	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏洩 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨原子炉制御室の使用不能	P A Z内の住民等の避難準備、早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
全面緊急事態	<p>原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法 10 条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が 5 分以上継続</p> <p>⑧炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が 1 時間以上継続</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv/h}$ が 10 分以上継続^{※5}</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む。）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発表された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が 1 系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が 1 つの電源）になった場合
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が 1 系統になった場合
- ・1 次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

県は、国、福井県、原子力事業者から緊急時モニタリング結果等の情報分析・提供等を受けて、又、自ら実施するモニタリング結果により得られた線量が、別表 1 に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、

第3章 緊急事態応急対策

避難等が必要となった場合には、防護対策区域を決定すると共に、同区域の住民に対し、避難等の措置を行うよう関係周辺市に指示する。

なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県は、内閣総理大臣の指示に従い、関係周辺市に対し、住民等に対する避難等のための立ち退きの勧告又は指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

なお、国においては、別表1に示す「防護措置基準」について、防護準備重点区域（UPZ）等に対しては、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準OIL及び予防的防護措置を決定するための判断基準EAL等の設定に向けて検討を行うと共に、防護措置基準の運用等についてもさらなる検討を行い、原子力災害対策指針に盛り込むこととされていることから、この内容を踏まえ必要な改定を行う。

3. 退避の注意喚起

市は、次のような事態にいたった場合、原子力災害の危険性に配慮し、市民に対し退避の注意喚起を指示する。

- ①県から屋内退避を行う可能性がある旨の連絡があった場合
- ②福井県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、PAZ内での避難が開始された場合

4. 屋内退避の実施

福井県の原子力発電所で全面緊急事態が発生してプラントの状況が悪化し、かつ滋賀県内の関係周辺市で避難が開始された場合、市は、原子力災害の危険性に配慮し、市民に対し屋内退避を指示する。また、屋内退避の指示にあたっては、次の事項を市民に明示して行う。

- ①市災害対策本部から市民への緊急指示であること
- ②事故の概要
- ③放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ④その他必要事項
- ⑤防護対策（屋内退避の方法、安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項等）

5. 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び県が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

ただし、現時点では、国及び県において安定ヨウ素剤の確保についての明確な方針や服用、配付方法等を検討中であることから、今後示される国や県の方針に基づき措置する。

安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編に示す。

6. 学校等施設における退避措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、退避の指示等があった場合は、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を校舎内に退避させる。病院や社会福祉施設等においても、患者や入所者を建物内に退避させる。

7. 不特定多数の者が利用する施設における退避措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、退避の指示等があった場合は、利用者を屋内に退避させる。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- ①市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- ②市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第7節 救助・救急及び医療活動

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急活動及び医療体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

1. 救助・救急活動

市は、県や関係周辺市から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、要請に答えるよう努力する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

2. 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第8節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

1. ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2. 国民等からの義援物資、義援金品の受入れ

第3章 緊急事態応急対策

(1) 義援物資の受入れ

市が被災した場合には、県、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けると共に、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(2) 義援金品の受入れ

市は、県と十分協議のうえ、義援金品の使用について定める。その際、配分方法を工夫する等して、できる限り迅速な配分に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

第4節 影響調査の実施等

1. 災害地域住民の記録

市は、屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、あらかじめ定められた様式により記録する。

2. 影響調査の実施

市は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

3. 災害対策措置状況等の記録

市は、影響状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録しておく。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

- ①市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- ②市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- ③市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第6節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第7節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県と共に、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第8節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第9節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察と協力して、復旧・復興事業への参入・介入等に関する情報収集と動向把握を強化し、関係行政機関、関係業界団体等に必要な働きかけを行うとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

また、県及び関係周辺市は、県警察と連携し、受注者、下請業者等を把握し、滋賀県暴力団排除条例等に基づき暴力団排除のための措置の徹底を図るものとする。

資料編

1. 計画の対象となる原子力事業所

事業所名	敦賀発電所		原子炉廃止措置研究開発センター	高速増殖原型炉もんじゅ
事業者名	日本原子力発電株式会社		国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2
設置番号	1号炉	2号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	55.7 万 kW	71.4 万 kW
電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	16.5 万 kW	28.0 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	—	約 23.4 トン
本格運転 開始年月日	S45. 3. 14 H27. 4. 27 運転終了	S62. 2. 1	S54. 3. 20～H15. 3. 29 運 転終了	平成 28 年 12 月 21 日の 原子力関係閣僚会議で 運転再開しないことを 決定

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力株式会社		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
燃料装荷重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン
本格運転 開始年月日	S45. 11. 28 H27. 4. 27 運転終了	S47. 7. 25 H27. 4. 27 運転終了	S51. 12. 1

資料編

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料
燃料装荷重量	約91トン	約91トン	約91トン	約91トン
本格運転 開始年月日	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦1			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料 ウラン・プルトニ ウム混合酸化物 燃料	低濃縮二酸化ウ ラン燃料 ウラン・プルトニ ウム混合酸化物 燃料
燃料装荷重量	約72トン	約72トン	約72トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

2. 安定ヨウ素剤及びその服用に関する留意事項

(1) 安定ヨウ素剤とは

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それをを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障がいが起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障がいを防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ

素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。

(2)服用対象者

安定ヨウ素剤の服用は、40歳未満の者を対象とするが、希望すれば40歳以上の者も対象とする。

特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先させる。

(※乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるDNA損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。すなわち、放射性ヨウ素の内部被ばくによる若年者の甲状腺がんの発生確率が成人に比べて有意な増加が認められていること及び胎児の被ばくを考慮し、優先的に服用させる必要がある。胎児の被ばくを低減・阻止する目的で、40歳以上の者であっても、妊婦の場合は服用の対象とする。)

以下の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。

- ①40歳以上の者（希望者は除く。）
- ②ヨウ素摂取により重い副作用が発生する恐れのある者
- ③ヨウ素過敏症の既往歴のある者
- ④造影剤過敏症の既往歴のある者
- ⑤低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者
- ⑥ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

服用除外者への対応措置の必要性については、全員に説明を行い、個別に対応する。

屋内退避や避難が自発的にできない災害弱者等で、服用の対象となる者に対しては、あらかじめ対応措置など準備する。

安定ヨウ素剤の服用により副作用が発生するおそれがあるため、服用にあたっては、十分に副作用に留意する。

(3)服用回数

服用は原則1回とする。

安定ヨウ素剤の効果が1日は持続することが認められていることから、1日1回の服用で充分である。2日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

(4)服用量・方法

①新生児

安定ヨウ素剤内服液 1mL（ヨウ化カリウム量 16.3mg）を服用する。

②生後1カ月以上3歳未満の者

安定ヨウ素剤内服液 2mL（ヨウ化カリウム量 32.6mg）を服用する。

③3歳以上13歳未満の者

3歳以上7歳未満の者は安定ヨウ素剤内服液 3mLを、7歳以上13歳未満の者は丸薬1丸（ヨウ化カリウム量 50mg）を服用する。ただし、丸薬を服用できないこの年齢層の者は、安定ヨウ素剤内服液 3mLを服用する。

④13歳以上40歳未満の者

資料編

丸薬 2 丸（ヨウ化カリウム量 100mg）を服用する。

⑤40 歳以上の者

妊婦と希望者については上記④と同様な量を服用する。

⑥その他

安定ヨウ素剤の実際の服用にあたっては、就学年齢を考慮すると、7 歳以上 13 歳未満の対象者は概ね小学生に、13 歳以上の対象者は中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学 1 年～6 年生までの児童に対して一律、丸薬 1 丸、中学 1 年以上に対して一律、丸薬 2 丸を採用することが実地的な服用方法である。

3 歳以上であっても丸薬を服用できない者がいる場合は、安定ヨウ素剤内服液を服用させる。その場合 3 歳以上 13 歳未満の者では安定ヨウ素剤内服液 3 ml（ヨウ化カリウム量 48.9mg）、13 歳以上 40 歳未満の者では安定ヨウ素剤内服液 6 ml（ヨウ化カリウム量 97.8mg）で代用することが可能である。自動分配器（デスペンサー）を活用できれば 3.1 ml（50.5mg）、6.2 ml（101.1mg）を分取分配可能である。

実際の服用にあたっては、安定ヨウ素剤の服用量の厳密さの遵守よりも、迅速な予防服用が優先される。

(5) 重複投与の防止策

未服用者と服用済者を分別できるようにする。

(6) 服用後の注意事項

①新生児

安定ヨウ素剤を服用した新生児、安定ヨウ素剤を服用した妊娠後期の妊婦より生まれた新生児については、甲状腺機能をモニターする必要がある。

※甲状腺機能低下症を発症することがあり、その早期発見・治療のため。

②授乳婦・授乳児

授乳婦が安定ヨウ素剤を服用した場合、授乳児への授乳を中止する。

※摂取したヨウ素の 4 分の 1 程度が母乳に移行し、授乳により母子ともに安定ヨウ素の適正な摂取量が確保できなくなるため。

③その他

安定ヨウ素剤服用により、副作用と思われる症状などが発症した場合は、医師に相談する。

※単回服用での重大な副作用の発生は極めて稀であるが、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状の報告事例がある。

※なお、医師による対応が困難な場合は、オフサイトセンター等に連絡し、国から派遣された緊急被ばく医療派遣チームの指示を受ける。

※「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル（平成 15 年 3 月 財団法人原子力安全研究協会）」参照

3. 屋内退避等の伝達文の例

(1) 屋内退避等の伝達内容

退避の注意喚起や屋内退避の発令を判断したときは、退避すべき区域の住民に対し、その情報を伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難の時期、避難場所、住民のとりべき行動や注意事項等とする。

なお、地域住民への情報伝達内容は、退避の注意喚起・屋内退避の別に以下伝達文例を参考とする。

①退避の注意喚起の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。〇〇発電所で事故が発生し、放射性物質が外部に漏れる可能性があります。そのため、今後、〇〇地区に対して屋内退避が発令されるかもしれません。住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

②屋内退避の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。緊急のお知らせです。〇〇発電所で事故が発生し、放射性物質が外部に漏れたことが確認されました。屋内に退避することで、健康への影響は防止できます。〇〇地区の皆様は、自宅などの屋内に退避してください。

(2) 避難勧告等の伝達手段・伝達先

①地域住民への伝達

- ア 野洲市防災行政無線
- イ 広報車によるマイク放送
- ウ 戸別の口頭伝達
- エ 自主防災組織（自治会）の会長へ連絡（電話・ファクシミリ）
- オ インターネット
- カ 緊急速報メール

②要配慮者・福祉関係機関への伝達

- ア 支援者の事前登録者へ連絡（電話・ファクシミリ）
- イ 要配慮者の事前登録者へ連絡（電話・ファクシミリ）
- ウ 要配慮者の避難所となる施設へ連絡（電話・ファクシミリ）

③防災関係機関への伝達

- ア 消防団長へ連絡（電話・ファクシミリ）
- イ 滋賀県総合防災課へ連絡（電話・ファクシミリ）
- ウ 守山警察署へ連絡（電話・ファクシミリ）
- エ 湖南広域行政組合消防本部へ連絡（電話・ファクシミリ）
- オ 琵琶湖河川事務所へ連絡（電話・ファクシミリ）
- カ NHK 大津放送局へ連絡（電話・ファクシミリ）

4. 用語集

用語	説明
あ	
安全規制担当省庁	<p>安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。実用発電炉と核燃料施設のうち製錬、加工、再処理、廃棄施設及び研究開発段階炉のうち発電に関係するものは、経済産業省が担当する。試験研究炉、研究開発段階炉のうち発電に関係するものを除く核原料・核燃料使用施設に係わるものは文部科学省が担当する。実用船用原子炉については、国土交通省が担当する。なお、核燃料物質の工場又は事業所の外における輸送の安全規制については、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び都道府県公安委員会により実施されている。</p>
安定ヨウ素剤	<p>放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それをを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障がいが起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障がいを防ぐために、放射性ヨウ素を取り込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。</p>
EAL (緊急時対応レベル:Emergency Action Level)	<p>緊急時対応レベルのこと。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。</p>
OIL (運用上の介入レベル:Operational Intervention)	<p>防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OILは、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OILに基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱等をもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。</p>

用語	説明
屋内退避及び避難等に関する指標	原子力災害発生時の防護対策である屋内退避及び避難のための予測線量をいう。「屋内退避及び避難等に関する指標」が原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）に示されている。これらの値は、急性の放射線障がいを起こさないことを基本とし、対策実施による被ばく低減効果と日常生活にもたらす不利益等を考慮して決められたものである。数値に幅を持たせているのは、対策の実施に柔軟性を持たせていることと、対策をとる地域内で場所により予測線量が異なること等によるものである。
オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）	原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対応の実施や支援に関する国、地方自治体、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の関係機関及び専門家など様々な関係者が、一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設である。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況等を把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討すると共に、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。オフサイトセンターは、現在全国で22カ所（経済産業省20カ所、文部科学省6カ所。うち、4カ所は共管施設）が指定されている。
か	
外部被ばく	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。</p> <p>外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。</p>
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水等に含まれている放射性物質を測定評価すること。
空間線量率（空気吸収線量率）	目標とする空間の単位時間あたりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）及びμSv/h（マイクロシーベルト/時）である。
グレイ（Gy）	グレイは、放射線のある物質にあてた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質（人体を含む。）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。

資料編

用語	説明
原子力災害合同対策協議会	<p>大量の放射性物質が異常に放出されるような緊急事態が発生した場合には、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。</p>
原子力災害対策特別措置法	<p>1999年9月30日に起きたJCO臨界事故の教訓等から、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために1999年12月17日に制定され、2000年6月16日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 迅速な初期動作の確保 2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3. 国の緊急時対応体制の強化 4. 原子力事業者の責務 <p>また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法等の足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。</p>
原子力防災専門官	<p>原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第9条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事及び市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育等の職務がある。</p>
さ	
災害対策基本法	<p>1961年（昭和36年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにすると共に防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の措置等を定めることを求めている。災害は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、又は大規模な火災、爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。</p>

用語	説明
シーベルト (Sv)	<p>人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。</p>
実効線量	<p>放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。</p> <p>実効線量 (Sv) = Σ (等価線量 (Sv) × 組織荷重係数)</p>
重大事故	<p>原子力発電所の立地条件の適否を判断するための「原子炉立地審査指針」において、敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護設備等を考慮し、技術的見地から見て、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる事故を重大事故と定義し、この重大事故の発生を仮定しても、周辺住民に放射線障がいを与えないように設計することを定めている。</p>
SPEEDI ネットワークシステム (緊急時迅速放射能影響予測: System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information)	<p>SPEEDI は、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいはそのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び周辺住民の被ばく線量等を、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムである。文部科学省、原子力安全委員会、経済産業省、緊急事態応急対策拠点施設 (オフサイトセンター)、地方公共団体及び日本気象協会とを原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線により接続している。国、地方自治体は SPEEDI ネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に行うことができる。</p>
線量	<p>吸収線量、実効線量等の総称</p>
た	
等価線量	<p>等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト (Sv) である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。</p> <p>等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数</p>

資料編

用語	説明
特定事象	<p>特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事象のことをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 2. 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 3. 管理区域以外の場所で、$50\mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 4. 輸送容器から 1m 離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 5. 臨界事故の発生又はそのおそれがある状態・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
な	
内部被ばく	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取り込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取り込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物等の吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。</p>
は	
PAZ（予防的防護措置を準備する区域:Precautionary Action Zone）	<p>重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEAの国際基準において、PAZは3～5km（5kmが推奨）としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね5km」とする。</p> <p>原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ（第7回会合）防WG第7-3-2号原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方（案）より抜粋。</p>
被ばく経路	<p>原子力施設から放出される放射性物質が直接又は間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線又はベータ線により外部被ばくをもたらす、又、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。</p>
ベクレル	<p>放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。</p>
放射性物質	<p>放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射線核種という。）を含む物質を一般的に放射性物質という。</p>
放射性プルーム	<p>気体状の放射性物質が大気と共に雲のように流れる状態を放射性プルームという。</p>
放射線	<p>ウラン等、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子等）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器等で加工器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線等のこと。</p>

用語	説明
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル (Bq) で表す。
や	
UPZ (緊急時防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone)	緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は環境放射線モニタリングや、適切な場合には、施設の状況に基づいて実施されることとなる。国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル (O I L) 等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域を設ける。O I Lに基づく判断を行うため、環境放射線モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。この際、当該地域における人口分布や社会環境条件 (道路網等) を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要。I A E AにおいてUPZは5~30 kmとしていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね 30 km」とする。
予測線量	予測線量とは、放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測等とともに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移と共に変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うにあたっては、予測線量分布図等を有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。

参考文献

- ・財団法人原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」2004年
- ・(財) 高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典A T O M I C A」
<http://www.rist.or.jp/atomica/>
- ・原子力施設等防災対策専門部会防災指針検討ワーキンググループ「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方 (中間取りまとめに盛り込むべき事項) (案)」平成24年1月

資料編